

5 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車などの所有者にかかる税で、納期は5月1日から同月31日までとなっています。

なお、自動車税（種別割）と異なり、税額の月割りはありません。

（1）申告

軽自動車などを取得、譲渡、廃車した場合や申告事項（住所、定置場など）に異動がある場合には、申告が必要です。

ア 申告期限

（ア）取得した場合又は申告事項に異動のあった場合は…15日以内

（イ）廃車、譲渡した場合は…30日以内

イ 申告手続

（ア）原動機付自転車、小型特殊自動車

申告先は、税制課、長後市民センター、明治市民センター、遠藤市民センター、湘南大庭市民センターです。

申告の際には届出者の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。

必要書類 申告区分		販売 証明書	譲 渡 証明 書	廃 車 証明 書	標 識 交 付 証 明 書	標 識	備 考
標 識 の 交 付	新車（中古車）購入	○					
	名義変更（市内から譲受）		○	△			廃車済みの場合
	名義変更（市外から譲受）		○	○			廃車済みの場合
			○		△	○	未廃車の場合
	住所異動（市外から転入）			○			廃車済みの場合
					△	○	未廃車の場合
	標識再交付				△	△	弁償金 150 円
	ご当地ナンバープレート交換				△	○	弁償金 150 円
特定原付ナンバープレート交換				△	○		
再登録			○				
標 識 の 返 還	廃車						
	名義変更（市外へ譲渡）				△	○	
	住所異動（市外へ転出）						
そ の 他	名義変更（市内から譲受）		○		△		未廃車の場合
	証明書再交付・住所氏名変更				△		
	定置場の変更				△		※定置場を証する書類が必要
	排気量変更				△	○	
	ミニカー構造変更				△	○	※輪距の写真が必要
	車台番号の訂正				△		※正しい車台番号を確認できる書類が必要

(イ) 軽二輪車、二輪の小型自動車

申告先は、神奈川運輸支局 湘南自動車検査登録事務所
住所 平塚市東豊田 369-10 電話 050-5540-2038

(ウ) 三輪及び四輪の軽自動車

申告先は、軽自動車検査協会 神奈川事務所 湘南支所
住所 平塚市東豊田 369-13 電話 050-3816-3119

(2) 税率

ア 原動機付自転車、小型特殊自動車

車種区分		税率 (年税額)
原動機付自転車	50cc 以下又は 0.6kW 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下又は 0.6kW 超 0.8kW 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下又は 0.8kW 超 1.0kW 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他 (フォークリフト等)	5,900 円

イ 軽二輪車、二輪の小型自動車

車種区分		税率 (年税額)
軽二輪車 (側車付含む)	125cc 超 250cc 以下	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円

ウ 三輪及び四輪以上の軽自動車

車種区分			税率 (年税額)		
			初度検査が平成 27年3月31日以前 の車両	初度検査が平成 27年4月1日以後 の車両	初度検査後13年 経過した車両 (重課税)
三輪の軽自動車			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上の 軽自動車	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※グリーン化特例 (軽課)

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、最初の新規検査 (初度検査) を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車 (新車に限る) で、次の (ア) ~ (ウ) の基準を満たす車両について、令和6年度分の軽自動車税 (種別割) はグリーン化特例 (軽課) が適用されます。

- (ア) 電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス基準 NOx10%以上低減又は平成 30 年排出ガス基準適合）
- (イ) 令和 12 年度燃費基準 90%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車（営業用の乗用のものに限る）
平成 17 年排出ガス基準 75%低減又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車（★★★★）に限る。
- (ウ) 令和 12 年度燃費基準 70%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車（営業用の乗用のものに限る）
平成 17 年排出ガス基準 75%低減又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車（★★★★）に限る。

車種区分		税率（年税額）		
		(ア) 75%軽減後 の税率	(イ) 50%軽減後 の税率	(ウ) 25%軽減後 の税率
三輪の軽自動車		1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上の 軽自動車	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円
		自家用	2,700 円	
	貨物用	営業用	1,000 円	
		自家用	1,300 円	

ご質問にお答えします

盗難にあったバイクの税金は・・・？



私は、昨年原付バイクを盗まれましたが、そのままにしておいたところ、今年の5月に軽自動車税の納税通知書が送られてきました。この場合、どうすればよいのでしょうか。

盗難にあった場合には、廃車の手続きをしていただかなければなりません。警察に盗難届を出していただくとともに、税制課又は長後市民センター、明治市民センター、遠藤市民センター、湘南大庭市民センターで廃車の手続きをしていただきます。

廃車の手続きをされませんと、あなたが所有していることになるため、いつまでもあなたに税金が課されることとなります。

もし廃車後にバイクが見つかり、ナンバープレートが付いていれば税制課又は長後市民センター、明治市民センター、遠藤市民センター、湘南大庭市民センターに返却してください。

年度の途中でバイクを廃車したら・・・？



年度の途中でバイクを廃車した場合、税金はどうなりますか。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）現在の軽自動車やバイクなどの所有者に1年分の税額として課税されます。したがって、年度途中（4月2日から翌年3月31日までの間）に廃車しても、その年度の税金を納めなければなりません。

また、月割課税制度がないので、払い戻しはありません。

バイクを譲渡した場合は・・・？



今年の4月20日頃に、バイクを中古業者に売りましたが、5月に自分のところに軽自動車税の納税通知書が送られてきました。もうバイクを持っていないのに、私が税金を納めなくてはならないのでしょうか。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）現在の軽自動車やバイクなどの所有者に1年分の税額として課税されます。したがって、今年度はあなたに課税され、来年度からは譲り受けた方が課税されることとなります。

譲渡をしたという申告をしないままですと、来年度以降もあなたに課税されることとなりますので、必ず申告してください。